

Q 購入予定の資材の高騰、在庫商品の価格の下落、取引先の都合による売買契約の解除等の損失発生により、経営が悪化している。納税の期限を延ばすことはできませんか？

A 地方税法第15条では、徴収の猶予として、災害、疾病のほか、事業で著しい損失を受けたときなど地方税法に定められた要件に該当し、一時に納税することができないと認められる場合に、一定期間徴収を猶予できると定められています。

・これら納税の猶予や減免の措置については、要件と納税者の個別事情を考慮して判断することとなっており、該当する案件については、納税猶予等の措置を講じることとなっています。

・このうち、法第15条第1項第4号に定める要件「納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。」については、例えば購入予定の資材の高騰、在庫商品の価額下落、取引先の都合による売買契約の解除等の損失発生の原因となるような事実があり、事業を行う上で著しい事業損失が発生したことの判定ができれば、徴収猶予の要件に当たると考えられます。

・したがって、著しい損失を受けたかどうかは、あくまで納税者の方の個別事情を考慮して判断しますので、このような事情のある方は、県税であれば最寄りの県税事務所、市町村税であれば市町村の税務担当課に相談をお願いします。

徴収の緩和制度は次のとおりです。

	要 件	猶 予 期 間
徴収の 猶予	<p>災害等による徴収猶予</p> <p>ア 納税者等がその財産につき、震災、風水害、災害等で被害を受け、又は盗難にあったとき</p> <p>イ 納税者等又は生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき</p> <p>ウ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき</p> <p>エ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき</p> <p>オ その他ア～エに類する事実があったとき</p> <p>税遅延による徴収猶予</p> <p>法定納期限から1年を経過した後に納付（納入）すべき額が確定したとき</p>	<p>原則として1年以内。</p> <p>ただし、やむを得ない理由があるときは延長することができますが、先に猶予した期間と合わせて2年を超えることはできません。</p>
換価の 猶予	<p>滞納者の財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき</p> <p>滞納者の財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることよりも、滞納に係る地方税の徴収金及び最近において納付、納入すべきこととなる地方税の徴収金の徴収上において有利であるとき</p>	
執行停 止	<p>滞納処分をすることができる財産がないとき</p> <p>滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき</p> <p>滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき</p>	